

京運整第87号
平成27年6月15日

一般社団法人 京都府トラック協会 会長 殿

近畿運輸局京都運輸支局長



平成27年度自動車整備士等近畿運輸局京都運輸支局長
表彰候補者の推薦について（依頼）

標記について、別紙選考要領により表彰候補者を選定し、下記書類を添えて、
平成27年7月24日（金）までに推薦願います。

記

1. 候補者名簿 (別紙様式3) 3部
2. 履歴書 (別紙様式4) 3部 (うち2部は写し可)
3. 無事故無違反証明書 (自動車安全運転センター発行のもの)
3部 (うち2部は写し可)
4. その他参考となる資料 3部 (うち2部は写し可)

(問い合わせ先)

京都運輸支局総務企画部門 (担当:川口)
(TEL 075-681-9764)

表 彰 推 薦 者 名 簿

(注)事業の種類及び番号欄は、所属事業者が指定整備事業者の場合、指定番号を記入。また、自動車分解整備事業者の場合は、自動車整備優良事業者の支局長表彰を受けた年度を記入すること。

(日本工業規格 A 列 4 番)

別紙様式4

履歴書

本籍	(都道府県名のみ記載)		
現住所			
民 稟	印	生年 月日	大正・昭和 年 月 日生
最終学歴	昭和 年 月 日 卒・修		
職歴	期間	事業者名	職名
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
通算年数	年 月		
自動車整備士の資格	級	第 号	年 月 日
賞罰			

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

事業者所在地
事業者名
代表者名

印

(日本工業規格 A列4番)

近運京達甲第15号
昭和60年8月1日
改正 近運京達甲第2号
平成5年10月5日
改正 近運京達甲第3号
平成10年6月1日
改正 近運京達甲第1号
平成11年1月20日
改正 京運総第49号
平成19年6月21日

自動車整備士等運輸支局長表彰内規

第1条 京都運輸支局管内における自動車整備士等の表彰については、「近畿運輸局自動車整備士等表彰内規」（平成13年12月19日付け、近運達甲第14号以下「表彰内規」という）及び「同内規の運用について」（平成5年6月1日付け、近運人第251号、近運整第298号）によるほか、この内規の定めるところによる。

第2条 この表彰は、自動車整備技術の向上を図り、自動車の安全の確保及び公害の防止に資することを目的とする。

第3条 表彰は、次の各号に掲げる事業等において、自動車整備士、整備主任者、自動車検査員、整備管理者、整備教育指導員、その他これに準ずる者として、自動車整備に係る実務に永年従事している者であって成績操作とともに他の模範となり自動車整備の振興に著しく貢献した者のうちから、京都運輸支局長が表彰状を授与して行う。

- (1) 自動車整備に関する事業
 - (2) 自動車整備士の養成事業
2. 前項の永年従事している者とは、毎年4月1日において、当該業務に20年以上引き続き従事し、年齢が満40才以上の者であり、かつ現在の事業場に10年以上勤務していること。

ただし、従事期間に中断のある者にあっては、その前後の従事期間を通算することができる。

第4条 表彰状は、次の各号に定める様式による。

- (1) 前条第1項第1号に掲げる者にあっては、第1号様式
- (2) 前条第1項第2号に掲げる者にあっては、第2号様式

第5条 関係団体長は、第3条各号に該当する者があると認めたときは、次の各号に掲げる書類2部（うち1部は写しでも可）を添えて、毎年4月末日までに京都運輸支局長あて推薦するものとする。

- (1) 表彰推薦者名簿 第3号様式
- (2) 履歴書 第4号様式
- (3) 無事故、無違反証明
- (4) その他参考となる資料

第6条 表彰は、毎年原則として7月に行う。

- 附則 1. 第3条第1号による表彰は、終身1回に限るものとする。
2. 第3条第1号に該当する者のうち、近畿運輸局自動車整備士等表彰内規第3条第1号による局長表彰を受ける者は除く。
3. 第3条各号による推薦については表彰推薦者名簿（別紙様式）により毎年4月20日までに京都運輸支局長あて提出すること。
4. この内規は、昭和55年8月8日から適用する。
- 附則 この内規は、昭和60年8月1日から施行する。（組織変更による改正）
- 附則 1. 第3条第1項に該当する者のうち、自動車整備優良事業者表彰により過去3年以内に運輸支局長表彰を受けた事業者を含む。
2. 第3条第2項の規定による「年齢が満40才以上」については施行後3カ年間は適用しないことができるものとする。
- 附則 この内規は、平成5年11月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成10年6月1日から施行する。
- 附則 この内規は、平成11年1月20日から施行する。
- 附則 この内規は、平成19年6月21日から施行する。（組織変更等による改正）